

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都立川市曙町二丁目8番3号

株 式 会 社 魚 力

代表取締役社長 山 田 雅 之

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。

当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目40番15号
パレスホテル立川 4階 「ローズルーム」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第36期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染防止のため、ご出席される株主様におかれましては受付前に検温をさせていただく場合があります。アルコール消毒液による手指の消毒やマスクの着用にご協力をお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの接触感染防止のため、お茶や食事券などの配布は取りやめとさせていただきます。

◎当社役員およびスタッフ等は、マスク着用で対応をさせていただきます。また、座席の間隔を拡げることから席数が限られるため、当日ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://uoriki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

1. 事業報告の以下の事項

- (1) 主要な事業内容
- (2) 主要な事業所
- (3) 主要な借入先の状況
- (4) 新株予約権等の状況
- (5) 会計監査人の状況
- (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

2. 連結計算書類の以下の事項

- (1) 連結株主資本等変動計算書
- (2) 連結注記表

3. 計算書類の以下の事項

- (1) 株主資本等変動計算書
- (2) 個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合や新型コロナウイルス感染状況による本総会運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://uoriki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当社役員およびスタッフ等は、クールビズスタイルとさせていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知の発送に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるまでの間、概して手元キャッシュ・フローが潤沢な企業による省力化・情報化、建設関連などの設備投資、また、消費増税の影響はあるものの雇用・所得環境の改善に支えられる個人消費を牽引役として緩やかな回復基調が続きました。

水産業界におきましては、国内での魚離れの進行、多くの大衆魚の不漁、海外における魚食の拡大による仕入価格の上昇など、当社を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。一方、地球的規模において地上からの供給に代わるタンパク質の供給源として、また、国内外において広がる健康志向などから、養殖業を含む水産業、また、水産物に対する注目度は高まっております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては、中期経営計画（2018－2020年度）の下、「現場の活性化・従業員満足の向上」をめざし、営業・仕入、新規事業、人材、財務といった各事業分野における基本戦略に取り組んでまいりました。特に、筋肉体質の店舗網の構築をめざし、既存店の運営を強化するとともに、業績の改善を見込むことができない一部店舗に関してはやむを得ず退店という判断を下しておりますところ、これら店舗の退店が営業利益の底上げに寄与しております。

この間、小売事業で2店舗を出店する一方、6店舗を退店し、飲食事業で1店舗を出店いたしました。これらにより、当連結会計年度末の営業店舗数は86店舗となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は307億8百万円（前年同期比5.2%増）、営業利益は11億42百万円（前年同期比15.9%増）となりました。

一方、前連結会計年度において海外関係会社に関し持分法による投資利益を計上した影響により、経常利益は13億29百万円（前年同期比10.2%減）となりました。また、前連結会計年度において旧本社土地に関する固定資産売却益を計上した影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は7億98百万円（前年同期比25.8%減）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2020年3月より表面化いたしました。小売事業において郊外立地店舗の一部が売上げを大きく伸ばす一方、ターミナル立地店舗を中心に客足が鈍り、多くの小売店舗に関し営業時間が短縮されました。更に、飲食事業においても同様に店舗の営業時間が短縮されましたが、売上高に対する影響は小売事業より大きくなりました。これらから、当連結会計年度通期の既存店売上高前年比が100.6%であったのに対し2020年3月単月では89.9%にとどまりました。

新年度を迎えても、小売店舗に関する営業時間短縮が強化され、また、飲食店舗の一部を休業させる中、既存店売上高前年比が3月をやや下回って推移するなど、2020年4月以降も新型コロナウイルス感染症拡大の影響は継続しております。売上高が伸びない中でも営業利益を確保するよう店舗運営の一層の効率化などによる経費削減、本社におけるリモートワークの導入など2020年4月7日に発出された緊急事態宣言に基づく要請に対応しつつ事業を継続していくための取組みを行ってまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

小売事業では、各地の漁港と連携した「産地直送フェア」などのイベントにより販売促進を図るなど、仕入・営業が緊密に連携し全店を挙げて拡販に取り組みました。とりわけ年末商戦が好調に推移し、2019年12月における既存店舗の売上高は対前年同月比103.1%となりました。一方、2020年3月において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、これらの結果、当連結会計年度における既存店舗の売上高は対前年同期比100%を確保しました。

新店は、2019年5月にＪＲ竜王駅付近、国道20号線沿いの「アマノパークス甲府バイパス店」内に「甲斐竜王店」（山梨県甲斐市）、7月に米軍横田基地の東方、都道59号線沿いの「イオンモールむさし村山店」内に「武蔵村山店」（東京都武蔵村山市）を開店しております。

一方、限られた経営資源の効率的な活用を図るため、2019年8月に「魚力市場相模原店」（神奈川県相模原市）、9月に「寿司land新宿店」（東京都新宿区）、2020年2月に「渋谷シンクス店」（東京都渋谷区）および「海鮮魚力大森店」（東京都大田区）、3月に「品川店」（東京都港区）および「魚力市場西船橋店」（千葉県船橋市）を退店しております。

この結果、売上高は279億11百万円（前年同期比4.7%増）、営業利益は12億80百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

< 飲食事業 >

飲食事業では、前年度において、限られた経営資源の効率的な活用を図るため、また、契約満了に伴い3店舗を退店する一方、新業態「魚力食堂」を含む2店舗を開店しておりますところ、消費増税の影響も受ける厳しい環境の中、前年度に出店した新店を含め、効率的な店舗運営に努めました。しかしながら、2020年3月において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け全店の売上高が前年比51.0%に落ち込むなど苦戦を強いられました。

新店は、2019年11月にＪＲ小田原駅に隣接する商業施設「ラスカ小田原」内に新業態である「魚力食堂小田原店」（神奈川県小田原市）を開店しております。

この結果、売上高は7億24百万円（前年同期比19.4%減）、営業損失は29百万円（前年同期は営業損失8百万円）となりました。

< 卸売事業 >

卸売事業では、他社との競合により取引環境が厳しさを増す中、前年度において、子会社の魚力商事株式会社が外食チェーンを中心とした取引先に加え、当社が行っていた国内スーパーマーケットへの卸売を担うよう営業体制を集約いたしました。このような中、国内外にわたり新規・既存取引先への営業強化を図っております。

この結果、グループ全体の卸売事業の売上高は20億8百万円（前年同期比27.8%増）、営業利益は20百万円（前年同期は営業損失6百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、2億72百万円であります。

その主なものは、次のとおりであります。

小売事業	既存店舗改修（3店舗）	85百万円
小売事業	新規店舗開設（2店舗）	75百万円
飲食事業	新規店舗開設（1店舗）	26百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 33 期 2017年 3 月期	第 34 期 2018年 3 月期	第 35 期 2019年 3 月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売 上 高	26,775	27,517	29,183	30,708
経 常 利 益	1,066	119	1,479	1,329
親会社株主に帰属する 当期純利益	746	117	1,075	798
1株当たり当期純利益	54.00円	8.56円	78.20円	57.57円
総 資 産	16,915	17,312	17,434	17,073
純 資 産	14,025	13,791	14,364	14,381
1株当たり純資産額	1,018.21円	1,002.87円	1,043.84円	1,030.04円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 33 期 2017年 3 月期	第 34 期 2018年 3 月期	第 35 期 2019年 3 月期	第 36 期 (当事業年度) 2020年 3 月期
売 上 高	26,275	26,904	27,844	28,735
経 常 利 益	1,140	1,065	1,162	1,291
当 期 純 利 益	810	198	1,060	742
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	58.63円	14.42円	77.12円	53.53円
総 資 産	16,686	17,172	17,178	16,673
純 資 産	13,815	13,544	14,266	14,264
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,004.65円	984.88円	1,037.43円	1,022.78円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
魚力商事株式会社	55百万円	100.0%	海産物の国内外卸売
Uoriki America Inc.	700千USドル	100.0%	米国事業の統括管理
Uoriki Seafoods, LLC	500千USドル	100.0%	米国内における魚介類の卸売業務
日本フィッシャリーサポート株式会社	20百万円	51.0%	ベニズワイガニの販売支援

(注) 魚力商事株式会社は、2019年7月30日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口の減少、少子高齢化の進行などにより、魚食が減少する状況にあります。また、魚資源の枯渇化の進行や、海外における魚食普及に伴う魚価の高騰など、より一層厳しくなるものと考えております。一方、地球的規模において地上からの供給に代わるタンパク質の供給源として、また、国内外において広がる健康志向などから、養殖業を含む水産業、また、水産物に対する注目度は高まっております。このような時こそ「良い魚を鮮度良く、より安い価格で提供する」という当社創業以来の精神を継続して持ち続け、お客様の支持を絶対的なものとするとともに、日本の伝統文化である魚食の普及に取り組み、経営基盤をより確固たるものにしたいと考えております。

現状の課題として、店舗運営力の強化が重要と考えております。小売業界におきましては業態を超えた企業間の競争がますます激化しております。食品スーパーはもとよりコンビニエンスストア、ネット販売などとの競争において、今まで以上に顧客のニーズに対応した商品開発や品揃えに注力するとともに、サービスレベルの向上を図ってまいります。そのため、社員の販売技術や加工技術のレベルアップを図るとともに、パート・アルバイトの職域拡大と早期戦力化に取り組み生産性の向上に努めております。

次に、収益性に裏付けられた成長の追求があげられます。当社は、小売事業において一定の売上が見込まれるターミナル駅近隣の商業施設への出店を基本としておりますが、首都圏を中心とした店舗開発情報の収集に力を入れ、十分な収益性の確保が期待される物件の開発に取り組むことが重要であります。一方、既存店の収益性を継続的に検証し、収益性が不十分な店舗については商品仕入面の取り組みを含め、改善のために努力を尽くしてまいります。しかし、人手不足の深刻化が供給制約となり当社にとっても際限なく新規出店を行える環境ではないため、出店先との交渉、既存店舗からの退店を含め、限られた経営資源を効率的に活用できる最適な店舗ポートフォリオ（筋肉体質の店舗網）の構築をめざすことも重要であります。商品としては、鮮魚店併設の寿司店において鮮魚売場との連携を強化するなど寿司の販売強化を図ります。また、飲食事業においては、既存店の事業構造の再構築を図るとともに、近接する鮮魚店と連携しこだわりの食材をリーズナブルな価格で提供する新業態「魚力食堂」のチェーン化を進めてまいります。

以上の施策を推進する人材の確保と育成は重要な課題であります。当社の将来を担う経営幹部や店舗管理職の育成は不可欠であり、採用活動の強化及び社員教育の充実を図ってまいります。店舗の重要な戦力となるパート・アルバイトの確保は昨今困難な状況となっており、従来の募集活動に加え社員紹介制度やホームページを活用した募集などにより人員の確保を図っております。また、人事評価、賃金および定年制度の抜本的な見直しを通じ社員がより大きな働きがい、やりがいを感じることができる人事労務制度の確立に取り組んでおります。

これらの事業展開を支える経営基盤を確立するためには、リスクマネジメントの強化が重要であります。「食の安全」につきましては継続してお客様の信用を得ていくことが重要な課題であり、制度の更なる整備、教育の徹底、現場の指導強化、商品管理体制強化を進めてまいります。また、コンプライアンスへの対応も重要課題であり、魚力行動規範の遵守、労働環境の改善、当社業務に係る諸法令・規則等の教育等、法令遵守の体制づくりに取り組んでまいります。

ここで、喫緊の課題として、新型コロナウイルス感染症拡大への対応があります。当社が手がける小売事業や飲食事業において売上高への影響は避けられません。また、国内外に対する卸売事業は間接的に影響を受けます。このため、売上高が伸びない中において、各店舗の立地による繁閑状況に応じた人員の効率的配置など店舗運営経費削減のための努力、新たな需給環境下における仕入条件や物流体制の見直しなど、原価低減のための努力により営業利益の確保を図っております。あわせて、長年に亘り培ってきた豊洲市場の卸売業者、配送業者との強いリレーションを活かしサプライチェーンの維持に万全を期しております。また、マスク・消毒液などの物品を確保し、各デベロッパーの指導に従いつつ店舗での感染拡大の防止に努めております。

他方、社内において、従業員の安全確保を第一とし社内での感染者発生の防止および（万一発生した場合には）感染拡大の防止に努めるという考え方に基づく対応方針を策定し適用しております。本社において可能な限りリモートワークを導入するなど2020年4月7日に発出された緊急事態宣言に基づく要請に対応しつつ事業を継続していくための取組みを行っております。

(5) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	405名	6名増
飲食事業	11名	4名減
卸売事業	4名	3名減
報告セグメント計	420名	1名減
その他	1名	—
全社（共通）	53名	5名増
合計	474名	4名増

- （注）1．使用人数は就業員数であり、嘱託社員32名、パートタイマー及びアルバイト661名（1人8時間換算）は含まれておりません。
- 2．「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- 3．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
470名	7名増	41.1歳	13.9年

- （注）1．使用人数は就業員数（子会社への出向者を除く）であり、嘱託社員32名、パートタイマー及びアルバイト660名（1人8時間換算）は含まれておりません。
- 2．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	58,480,000株
② 発行済株式の総数	14,620,000株
③ 株主数	22,476名
④ 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 山 桂	5,124千株	36.74%
三 上 和 美	621千株	4.45%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	400千株	2.86%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	374千株	2.68%
魚 力 社 員 持 株 会	269千株	1.93%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	255千株	1.83%
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	250千株	1.79%
山 田 勝 弘	240千株	1.72%
伊 藤 繁 則	200千株	1.43%
東 都 水 産 株 式 会 社	194千株	1.39%

- （注） 1. 当社は、自己株式を673千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 田 雅 之	営業統括本部長、日本フィッシャリーサポート株式会社代表取締役社長、Uoriki America Inc. 取締役社長
取 締 役 会 長	三 上 和 美	
専 務 取 締 役	黒 川 隆 英	営業統括本部副本部長、魚力商事株式会社代表取締役社長、株式会社最上鮮魚代表取締役社長 経営企画室長
取 締 役	山 田 虎 生	
取 締 役	大 橋 幸 多	
取 締 役	山 口 昌 利	寿司部長、飲食部長
取 締 役	岩 崎 哲 也	公認会計士
常 勤 監 査 役	根 岸 功 生	弁護士
監 査 役	安 江 選	
監 査 役	荒 木 哲 郎	

（注） 1. 取締役岩崎哲也氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役根岸功生氏と監査役安江選氏及び監査役荒木哲郎氏の3名は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役根岸功生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役岩崎哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊 藤 忠 彦	2019年6月27日	任期満了	
鶴 巻 康 枝	2019年6月27日	任期満了	弁護士

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8 名	107,892千円（うち社外取締役 2 名 12,330千円）
監 査 役	4 名	14,400千円（うち社外監査役 4 名 14,400千円）
合 計	12名	122,292千円（うち社外役員 6 名 26,730千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額360,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岩 崎 哲 也	当事業年度に開催された取締役会（16回）の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	根 岸 功 生	当事業年度に開催された取締役会（16回）及び監査役会（15回）の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	安 江 選	当事業年度に開催された取締役会（16回）及び監査役会（15回）の全てに出席し、警視庁での豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	荒 木 哲 郎	2019年6月27日就任以降に開催された取締役会（12回）及び監査役会（10回）の全てに出席し、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、確固たる経営基盤に基づき、安定した成長と経営の効率化の推進による収益の向上をめざしております。このため内部留保を充実させることにより企業体質の強化を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

現在当社グループの自己資本比率は80%を超える水準であり、強い企業体質を保ちながら当面の成長原資の確保としては、内部留保で十分な水準であると判断いたしております。

従いまして、営業活動を通して生じる利益については、積極的に株主還元を行ってまいります。具体的には配当性向50%を目途として安定的に配当を行ってまいります。ただし、将来の経営状況の変化及び経営戦略の転換などにより、積極的な事業拡大のための原資確保が必要となった場合は、一時的に内部留保を優先に利益配分を行いたいと考えておりますが、その場合においても一定の配当水準の維持に努めてまいります。

内部留保については、取り扱い商品の特性として食品関係の社会的な事件発生等により売上高が影響を受け易いことから、株主資本の増加による経営体質の強化に充当することとし、併せて更なる成長力獲得のためのM&Aや資本業務提携などの原資として、有効に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、今後も経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の一環として財政状況や株価の動向などを勘案しながら検討してまいります。

併せて、株主還元の一環として9月末日現在の株主様に対し、株主優待品として海産物送付を行っております。

当期の配当金につきましては、中間配当として既に1株当たり18円をお支払いしております。期末配当につきましては、配当予想のとおり1株当たり期末配当金18円をお支払いすることといたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,787,279	流 動 負 債	2,658,797
現 金 及 び 預 金	6,144,148	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,032,274
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,285,561	未 払 金	784,641
商 品 及 び 製 品	227,371	未 払 法 人 税 等	356,221
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,635	賞 与 引 当 金	236,668
そ の 他	122,563	そ の 他	248,992
固 定 資 産	8,286,340	固 定 負 債	33,372
有 形 固 定 資 産	1,192,597	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,372
建 物 及 び 構 築 物	751,231	そ の 他	24,000
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,020	負 債 合 計	2,692,169
建 設 仮 勘 定	5,504	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	427,840	株 主 資 本	14,841,392
無 形 固 定 資 産	23,577	資 本 金	1,563,620
投 資 そ の 他 の 資 産	7,070,165	資 本 剰 余 金	1,466,286
投 資 有 価 証 券	5,136,538	利 益 剰 余 金	12,782,664
繰 延 税 金 資 産	601,900	自 己 株 式	△971,178
敷 金 及 び 保 証 金	1,174,179	その他の包括利益累計額	△476,167
そ の 他	157,546	その他有価証券評価差額金	△465,491
資 産 合 計	17,073,620	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,375
		退職給付に係る調整累計額	△8,300
		非 支 配 株 主 持 分	16,225
		純 資 産 合 計	14,381,450
		負 債 純 資 産 合 計	17,073,620

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		30,708,946
売上	原価		18,324,333
販売費及び一般管理費	総利益		12,384,612
営業外収益	営業利益		11,242,267
受取配当金	受取配当金	72,653	1,142,345
受取配当金	受取配当金	85,524	
受取配当金	受取配当金	23,123	
受取配当金	受取配当金	2,619	
受取配当金	受取配当金	14,369	198,290
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	172	
支払利息	支払利息	11,376	11,548
特別利益	特別利益		1,329,087
固定資産売却益	固定資産売却益	243	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	169,378	169,622
特別損失	特別損失		
投資有価証券売却損	投資有価証券売却損	79,258	
投資有価証券償還損	投資有価証券償還損	7,291	
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	999	
固定資産売却損	固定資産売却損	824	
固定資産除却損	固定資産除却損	30,527	
減損損失	減損損失	106,371	
貸借契約解約損	貸借契約解約損	4,200	229,473
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		1,269,236
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	477,445	
法人税等調整額	法人税等調整額	△12,684	464,761
当期純利益	当期純利益		804,474
非支配株主に帰属する当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益		6,334
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		798,139

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,222,908	流 動 負 債	2,385,320
現 金 及 び 預 金	5,854,834	買 掛 金	784,723
売 掛 金	1,845,857	未 払 金	775,699
商 品 及 び 製 品	119,353	未 払 費 用	35,539
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,635	未 払 法 人 税 等	341,711
前 払 費 用	61,952	未 払 消 費 税 等	114,118
関係会社短期貸付金	312,250	預 り 金	96,859
そ の 他	21,024	賞 与 引 当 金	236,668
固 定 資 産	8,450,456	固 定 負 債	24,000
有 形 固 定 資 産	1,174,424	長 期 未 払 金	24,000
建 物	750,507	負 債 合 計	2,409,320
構 築 物	723	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	6,722	株 主 資 本	14,729,535
工 具 器 具 備 品	410,966	資 本 金	1,563,620
建 設 仮 勘 定	5,504	資 本 剰 余 金	1,468,307
無 形 固 定 資 産	21,372	資 本 準 備 金	1,441,946
商 標 権	59	そ の 他 資 本 剰 余 金	26,361
電 話 加 入 権	10,486	利 益 剰 余 金	12,668,786
ソ フ ト ウ エ ア	10,107	利 益 準 備 金	151,286
そ の 他	719	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,517,500
投 資 そ の 他 の 資 産	7,254,659	別 途 積 立 金	10,000,000
投 資 有 価 証 券	5,136,538	繰 越 利 益 剰 余 金	2,517,500
関係会社株式	312,932	自 己 株 式	△971,178
長期前払費用	27,304	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△465,491
前払年金費用	2,591	その他有価証券評価差額金	△465,491
繰延税金資産	598,136	純 資 産 合 計	14,264,044
敷金及び保証金	1,172,556	負 債 純 資 産 合 計	16,673,365
そ の 他	4,600		
資 産 合 計	16,673,365		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売 上	高 価										28,735,552
売 上	原 価										16,530,554
販 売 費	上 原	総 利 益									12,204,997
営 業 費	及 び 一 般 管 理 費	利 益									11,083,663
営 業 外 収 益	受 取 利 息										1,121,334
受 有 受 取 所 得	価 証 券 利 息									5,251	
	取 配 当 金									70,997	
	の 他									87,001	
営 業 外 費 用										15,194	178,444
為 替 差 損 益										8,344	8,344
特 別 利 益											1,291,434
特 別 損 失											
固 定 資 産 売 却 益										243	
投 資 有 価 証 券 売 却 益										169,378	169,622
固 定 資 産 売 却 損										812	
固 定 資 産 除 却 損										27,608	
投 資 有 価 証 券 売 却 損										79,258	
投 資 有 価 証 券 償 還 損										7,291	
投 資 有 価 証 券 評 価 損										999	
関 係 会 社 株 式 評 価 損										61,970	
減 損										106,371	
貸 借 契 約 解 約 損										4,200	288,512
税 引 前 当 期 純 利 益											1,172,543
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税										462,463	
法 人 税 等 調 整 額										△31,934	430,528
当 期 純 利 益											742,015

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 魚 力
取締役会 御中

ひびき監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 小 川 明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田 中 弘 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社魚力の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社魚力及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適正な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 魚 力
取締役会 御中

ひびき監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 小 川 明 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田 中 弘 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社魚力の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株 式 会 社 魚 力 監 査 役 会
常勤監査役(社外監査役) 根 岸 功 生 ㊞
監 査 役(社外監査役) 安 江 選 ㊞
監 査 役(社外監査役) 荒 木 哲 郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件

取締役全員（7 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため 2 名を増員し、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
1	やま だ まさ ゆき 山 田 雅 之 (1964年 3 月 8 日生)	1985年 4 月 当社入社 1997年 2 月 当社取締役 2008年 3 月 ウオリキ・フレッシュ・インク取締役社長兼 C E O 2012年 4 月 当社営業統括本部長（現任） 2012年 6 月 当社専務取締役 2015年 6 月 当社代表取締役副社長 2017年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2018年 8 月 Uoriki America Inc. 取締役社長（現任） 2018年 8 月 Uoriki Seafoods, LLC取締役社長 2018年11月 日本フィッシャリーサポート株式会社代表取 締役社長（現任） 取締役候補者の選任の理由：仕入業務を中心に豊富な経験と高い見識を有 するとともに、米国において子会社の取締役社長を務め、業容を拡大させ るなどの実績があり、経営者としての経験とグローバルな感性を当社の経 営に反映していただきたく、取締役候補者となりました。	80, 000株
2	み かみ かず み 三 上 和 美 (1947年 3 月 12 日生)	1966年 4 月 株式会社魚力商店（現株式会社山桂）入社 1984年12月 当社代表取締役専務取締役 1989年10月 当社代表取締役社長 1997年 6 月 当社代表取締役副会長 2001年 6 月 当社相談役 2002年 6 月 当社退社 2012年 1 月 当社顧問 2012年 6 月 当社代表取締役会長 2019年 6 月 当社取締役会長（現任） 取締役候補者の選任の理由：経営者として企業経営に関する高い見識を有 し、社内の機構改革の実行により大幅な業績回復を実現するなど当社の成 長に大きく貢献しており、その豊富な経験と能力を当社の経営に反映して いただきたく、取締役候補者となりました。	621, 900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
3	くろ かわ たか ひで 黒 川 隆 英 (1967年4月1日生)	1985年4月 当社入社 2011年6月 当社営業部長 2013年6月 当社取締役 2013年10月 当社営業統括本部副本部長（現任） 2015年6月 当社常務取締役 2018年4月 当社専務取締役（現任） 2019年4月 魚力商事株式会社代表取締役社長 2020年2月 株式会社最上鮮魚代表取締役社長（現任） 取締役候補者の選任の理由： 鮮魚流通業界に関する豊富な経験と高い見識を有するとともに、当社グループ全体の運営体制の構築や業容拡大、人材育成などに大きく貢献しており、その経験や能力を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者となりました。	6,100株
4	やま だ とら お 山 田 虎 生 (1966年10月31日生)	1990年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2001年8月 株式会社グラックス・アンド・アソシエーツ入社 2002年7月 同社取締役 2003年4月 同社取締役常務執行役員 2004年9月 三洋電機クレジット（現SMFLキャピタル株式会社）入社 2007年4月 同社ストラクチャードファイナンス事業部事業金融部部長 2008年3月 電源開発株式会社入社 2016年1月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 経営企画室長（現任） 2018年6月 当社取締役（現任） 取締役候補者の選任の理由： 金融・財務に関する専門的な知識を有するとともに、経営者としての経験と高い見識により当社の経営計画や成長戦略を構築するなど高い能力を発揮しており、その経験や能力を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者となりました。	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
5	おお はし こう た 大 橋 幸 多 (1952年 5 月 7 日生)	1975年 4 月 三井物産株式会社入社 2000年 2 月 香港三井物産有限公司Director兼食糧部 General Manager 2002年 2 月 同社Assistant Managing Director 2004年 4 月 三井物産株式会社リテール営業第一部長 2007年 4 月 同社情報戦略企画部長 2008年 4 月 同社食料・リテール本部副本部長 2009年 4 月 三井食品株式会社取締役副社長 2010年12月 東邦物産株式会社代表取締役社長 2017年 4 月 当社顧問 2017年 6 月 当社取締役（現任） 2019年 4 月 Uoriki America Inc. 取締役副社長（現任） 2020年 4 月 魚力商事株式会社代表取締役社長（現任）	一株
取締役候補者の選任の理由：食品、貿易に関する専門知識と経営者としての豊富な経験を有するとともに、海外事業戦略の構築や交渉等に高い能力を発揮しており、その知識や経験を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者となりました。			
6	やま ぐち まさ とし 山 口 昌 利 (1971年 8 月 8 日生)	1990年 4 月 株式会社西友フーズ入社 2002年 4 月 株式会社西友（現合同会社西友）入社 2004年 3 月 当社入社 2016年 4 月 当社営業部長 2017年 4 月 当社執行役員（現任） 寿司部長兼飲食部 2019年 6 月 当社取締役（現任） 2020年 4 月 当社営業統括本部本部長代行（現任）	200株
取締役候補者の選任の理由：営業部門を中心に豊富な知識と経験を有するとともに、店舗運営の強化、人材育成などにリーダーシップを発揮しており、その経験や能力を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ 氏 り が な (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
7	いわ すすき てつ や 岩 崎 哲 也 (1966年 2 月 20 日生)	1990年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1994年 3 月 公認会計士登録 1997年 2 月 エヌイーディー株式会社入社 1997年 2 月 岩崎哲也公認会計士事務所開設 2002年 5 月 税理士登録 2004年 8 月 シティア公認会計士共同事務所開設（現任） 2006年 1 月 ビ・ライフ投資法人（現大和ハウスリート投資法人）監督役員（現任） 2012年 6 月 当社顧問 2015年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
社外取締役候補者の選任の理由： 公認会計士、税理士としての専門的知識と企業経営に関する高い見識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な助言・監督を行っていただきたく、社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
※ 8	ふじ き よし のり 藤 木 吉 紀 (1955年 6 月 6 日生)	1979年10月 株式会社フジギ食品入社 1984年 5 月 同社取締役 1995年 5 月 同社取締役副社長 2000年 5 月 同社代表取締役社長 2005年 2 月 株式会社グリーンフーズ常務取締役 2006年 5 月 一般社団法人日本総菜協会常務理事 2009年 5 月 同協会専務理事 2019年 1 月 一般社団法人外国人食品産業技能評価機構専務理事	一株
社外取締役候補者の選任の理由： 惣菜や弁当などの中食における普及推進など食品に関する専門知識と経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営に対する適切な助言・監督を行っていただきたく、社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	ふ 氏 り が な (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社株式の数
※ 9	しん どう 新 藤 え り な (1963年 1 月10日生)	2000年10月 第一東京弁護士会弁護士登録 2000年10月 出澤総合法律事務所入所 2011年 7 月 六番町総合法律事務所（現九段坂総合法律事務所）パートナー（現任） 2013年 5 月 株式会社日本標準社外監査役（現任） 社外取締役候補者の選任の理由： 弁護士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有しており、法律専門家としての客観的立場や当社顧客の大半を占める女性ならではの視点から当社の経営に対する適切な助言・監督を行っていただきたく、社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岩崎哲也氏、藤木吉紀氏及び新藤えりな氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、岩崎哲也氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、藤木吉紀氏及び新藤えりな氏は、東京証券取引所の定めにに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 岩崎哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、岩崎哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、藤木吉紀氏及び新藤えりな氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 新藤えりな氏の戸籍上の氏名は、上野えりなであります。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は、2006年6月29日開催の第22回定時株主総会において、年額360,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付き株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付き株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額8千万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の諮問機関である報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付き株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付き株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付き株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 パレスホテル立川 4階「ローズルーム」
東京都立川市曙町2丁目40番15号
TEL 042-527-1111



交通 JR立川駅北口より伊勢丹の脇の歩行者デッキを直進。
高島屋を越えてすぐ。徒歩約3分。

ご出席されます株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。